

NPOとは「民間非営利組織」のことをいいます。



性差にしばられず、 自分らしく生きられる社会づくりを

アートフル・エフ

アートフル・エフは、男女共同参画社会の実現をめざし、1999年春にスタートしました。ジェンダーに敏感な視点で、子育てや教育を考える活動を展開しています。（※「ジェンダー」とは、社会的・文化的につくられた性差のことをいいます。）

関西を中心に、国籍、性別、年齢、社会的地位などの垣根を超えたネットワークで活動しています。

主な活動としては、情報誌「フリーぱれっと」の編集発行、講演会やイベントの企画運営、各種講座・研修会の講師、男女平等・ジェンダーを考える教材制作、親子向けワークショップ（絵本ワーク、メディア・リテラシー）、小学校出前授業・教職員研修、施策・企画コンサルタント、アドバイザーなどを行っています。

その中で、人形劇やオリジナル紙芝居を教材に、家庭や身のまわりのジェンダーについて考える「GF P」（ジェンダーを考えるワーク）は、子どもたちにも理解しやすい手法を取り入れた内容が「楽しくわかりやすい」と好評で、公的施設や学校・園などから出前講座・授業の依頼が相次いでいます。また、遊び感覚で、ジェンダーにしばられない自由なメッセージにふれることができる幼児・子ども向けのCD-ROMも、制作しています。

峯田美香代表理事は「様々な立場を越えて、つながりたい。全ての人が性差などのあらゆるしほりから解放され、自分らしく生きられる社会、それを認め合える社会になることを願って活動しています」と話しています。



人形劇などを取り入れた出前授業

特定非営利活動法人 アートフル・エフ

〒560-0023 豊中市岡上の町4-5-27-101
TEL・FAX 06-6845-6260
<http://www.artfull-f.com>
E-mail gender@artfull-f.com

そうぞう

9

2003.6*No.5

知っていますか？

人権施策

一人権尊重の社会づくりのために

大阪府個人情報保護条例

一人ひとりの大切な情報を守るために・・・

大阪府では、誰もが自分に関する情報を実効的にコントロールすることの大切さを認識し、個人情報を安全かつ適正に取り扱うためのルールとして「大阪府個人情報保護条例」を、1996（平成8）年10月1日から施行しています。

この条例では、府、府民、事業者それぞれの責務として右のとおり定めています。



- ◆府民は・・・
個人情報の保護の重要性を認識し、自らの情報を適切に管理し、他人の権利利益を侵害しないよう努めなければなりません。
- ◆府は・・・
個人の権利利益の保護を図るため、個人情報の保護に関し必要な措置を策定し、実施しなければなりません。
- ◆事業者は・・・
個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に取り扱い、府の施策に協力しなければなりません。

また、府民の皆さんの権利として、条例では開示請求権などを定めており、誰でも府の実施機関（府の組織のうち、警察と議会を除くもの）が現に保有する自分に関する情報の開示を請求することができます。

なお、本条例の適正な運営を確保するため、知事の附属機関として有識者で構成する「大阪府個人情報保護審議会」を設置しています。この審議会では、条例の制度全般について議論したり、異議申立て等があった場合、府から諮問をうけて審議を行います。

【ホームページのアドレス】 <http://www.pref.osaka.jp/jinken/measure/kojin/index1.html>

お問合せ●大阪府企画調整部人権室 TEL 06-6941-0351（内線2319）